

平成29年2月3日 平成28年保健福祉部業務研究等発表会

# 食品表示法に基づく栄養成分表示 の義務化に向けた相談業務の 効率化に向けて

---

塩釜保健所 健康づくり支援班 ○渡部順子, 星裕子, 君ヶ袋志麻

# 食品の表示について

- ・販売する食品等に表示すべき事項は「食品表示法」により、表示項目や方法などのルールが規定。

\* 従来食品衛生法, 健康増進法, JAS法などで規定されていた表示に関する規定を統合し, 平成27年4月～施行

名称	ビスケット
原材料名	小麦粉, バター, 砂糖・・
添加物	着色料(カラメル)
内容量	100g
賞味期限	2017. 2. 5
保存方法	直射日光を避け, 常温で保存
製造者	宮城ビスケット(株) +AK

**「衛生事項」**として, 各保健所及び支所の食品衛生担当班が担当

\* 原材料名, 内容量は「品質事項」として食と暮らしの安全推進課及び各市町村が担当

## 栄養成分表示(100gあたり)

エネルギー	350kcal
たんぱく質	5. 5g
脂質	20. 5g
炭水化物	40. 8g
食塩相当量	0. 8g

**「保健事項」**として, 各保健所の健康づくり担当班が担当  
保健所支所(岩沼・黒川)区域は, 塩釜保健所本所で担当

# 活動の背景①

- ・平成27年4月から食品表示法が施行され加工食品等への栄養成分表示が義務化(経過措置期間:平成32年3月31日迄)

従来:栄養成分表示は任意表示

- ・販売する食品に「栄養に関する表示」をしようとする者は、栄養表示基準に従った表示を行わなければならない。

(根拠法令:健康増進法)

栄養に関する表示  
「ビタミンC入り」などを  
表示する場合、栄養成  
分の表示などを行う場  
合

現在:栄養成分表示は義務

\*ただし、平成31年度末まで経過措置期間

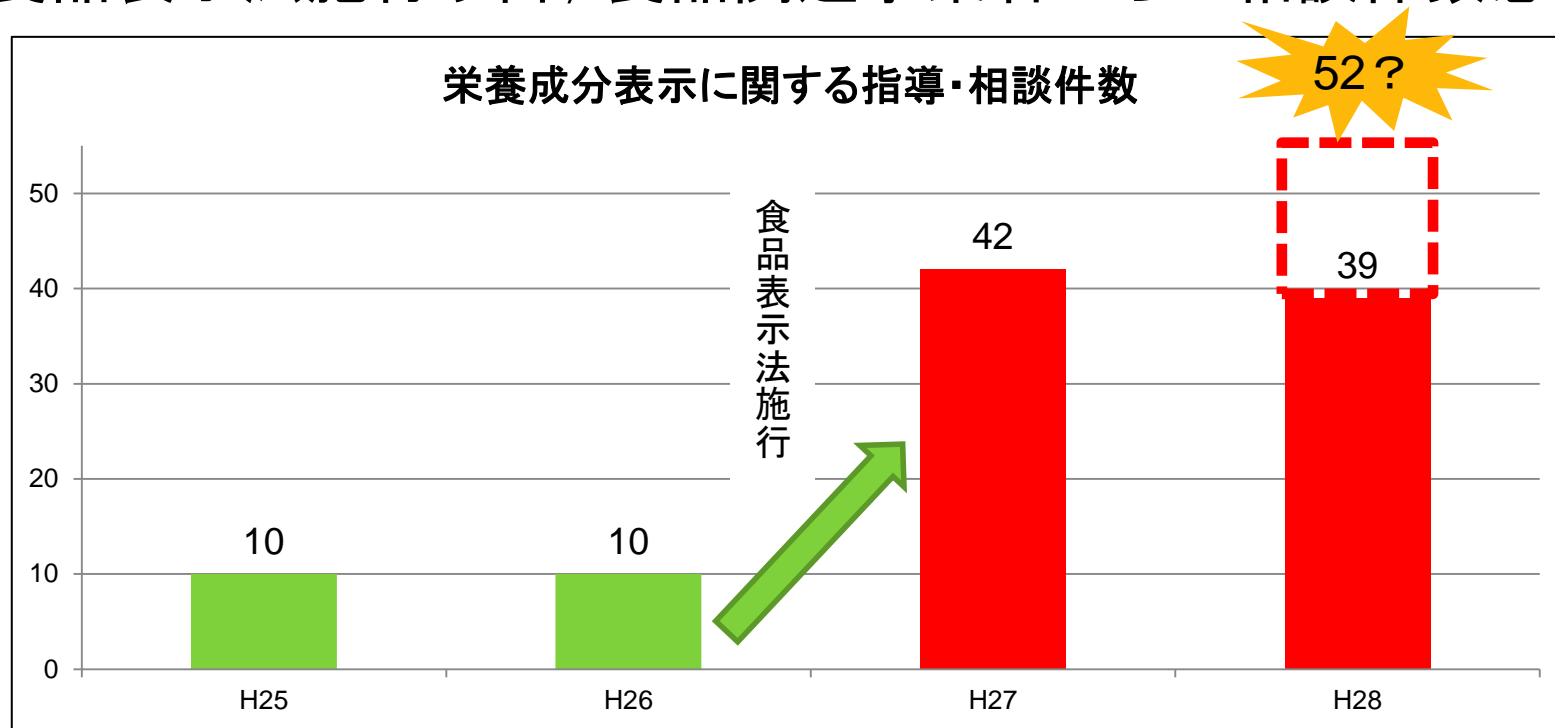
- ・一般用の加工食品及び添加物を製造・販売等をする食品関連事業者は、食品表示基準に従い、栄養成分表示を行わなければならない。

(根拠法令:食品表示法)

生鮮食品や業務用  
食品は任意表示だが、  
栄養に関する表示を行  
う場合には基準に従っ  
た表示が必要

## 活動の背景②

- ・食品表示法施行以降，食品関連事業者からの相談件数急増



\* H28は12月末までの実績

義務表示に関する軽微な問合せの相談状況  
H27は15件(35.7%)，H28は22件(56.4%)

# 活動の背景③

## ・事業者への情報発信状況

### ◆消費者庁のホームページ 法令・通知・Q&Aなどが掲載



情報が膨大で、どこに  
何があるのか探るのが  
大変！  
Q&Aは目次だけで  
60ページ！

#### 食品表示法等(法令及び一元化情報)

法令・政令・府令等

食品表示法

- 概要[PDF:419KB]
- 要綱[PDF:117KB]
- 法律[PDF:178KB]
- 新旧対照条文[PDF:236KB]

政令

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令
  - 要綱[PDF:51KB]
  - 政令[PDF:87KB]
  - 新旧対照条文[PDF:137KB]
- 食品表示法の施行期日を定める政令
  - 政令[PDF:36KB]
- 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令
  - 要綱[PDF:59KB]

食品表示企画

食品表示について

食品表示法等(法令及び一元化情報)

機能性表示食品に関する情報

健康や栄養に関する表示の制度について

安全や衛生に関する表示の制度について

品質等選択に役立つ表示の制度について

製造所固有記号の届出をされる方へ

その他

# 活動の背景④

## ◆県のホームページ 制度解説やパンフレットが掲載

制度の理解は可能だが、はじめて表示に取り組む事業者は正しく表示できているか不安が残る？



○ 食品の栄養成分表示などについて

印刷用ページを表示する 掲載日：2016年3月1日更新

### 栄養成分表示の義務化

平成27年4月1日より、一般加工食品には栄養成分及び熱量（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）の表示が義務化されました。詳しくは消費者庁ホームページを参照下さい。

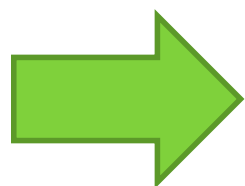
[消費者庁ホームページはこちら](#)

[「食品表示法」の原文はこちら](#)

- ・ [「食品表示基準」の原文はこちら](#)
- ・ [「食品表示基準について」の原文はこちら](#)（最終改正（第3次） 平成27年12月24日消費表第655号）
- ・ [「食品表示基準Q&A」の原文はこちら](#)（最終改正（第2次） 平成27年12月24日消費表第660号）
- ・ [「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」の原文はこちら](#)

### ≡ «パンフレット等»

- ・ 食品関連事業者の方へ [「耳わかり食品表示ガイド」はこちら](#)
- ・ 消費者の皆様へ [「知っておきたい食品の表示」はこちら](#)



義務表示に必要な内容を事業者が自己  
チェックできるものを作れたらいいのでは？

# チェックリストのコンセプト

## ①事業者自らが表示の自己チェックに活用できる

※義務表示に係る軽微・基本的な質問減少につなげたい。

## ②事業者が根拠となる関係法令の確認を容易にできる

※チェックリスト内に「具体例」や「根拠法令等」を入れることで、事業者自らに法令等の確認を促したい。

## ③義務表示に必要な情報を最低限盛り込む

※既存のリーフレット等と併用することで、制度の全体像を確認することを想定。「見てみよう」という気にさせたい。

# チェックリストについて

## ～チェックリストの仕様～

- A4 3ページ
- 11のチェック項目
- チェック項目, 補足情報(表示の具体例など), 根拠の3部構成

①事業者がチェック  
に活用する部分

②チェックを補足する  
内容

③根拠を事業者が確  
認できるように, チェック  
リストに根拠となる基  
準や通知等を記載

食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト (基本編)

項目	補足	根拠
<input type="checkbox"/> 容器包装を開かないでも容易に見ることができる箇所に記載されているか	容器包装の上に更に小売のための包装(外装)を行う場合は, 中の表示が透視できる場合を除き, 外装に必要な表示を行わなければなりません。	食品表示基準第8条第2項 食品表示基準について p30 5(2)



# チェックリストの活用状況

## ①当所ホームページへの掲載

### 栄養成分表示を省略できる場合

以下の場合、栄養成分表示を省略することができます。

1. 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下であるもの
2. 酒類
3. 栄養の供給源として寄与の程度が小さいもの（コーヒー豆、ハーブ、茶葉やその抽出物等が考えられています。）
4. 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの（日替わり弁当等3日以内に変更されるもの（サイクルメニューを除く））
5. 小規模事業者が販売するもの（課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者又は当該事業年度の前事業年度において常時使用した最多だった従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者のこと。

### 栄養成分表示が義務となる食品の範囲

栄養成分表示が義務となる食品の分類の表

加工食品		主鮮食品		添加物	
一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用
義務表示	任意表示	任意表示	任意表示	義務表示	任意表示

### 義務表示の特例について

下記に該当する場合、栄養成分表示は義務ではありません。

1. 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合  
（製造者と販売者が同一で、同一の敷地内で製造販売することをいいます。具体的には洋菓子店、パン店などの製造小売や、スーパーマーケットの店等で惣菜や刺身盛り合わせなどを製造する場合（店内加工して直接販売する場合）、出前で直接消費者に販売する場合等です。）
2. 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く）する場合

### 栄養成分表示をする際

栄養成分表示をする際のチェックリストを作成しました。栄養成分表示をする際に御活用ください。

- [食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト（基本編）](#) [PDFファイル/174KB]

アクセス件数(H28.8.18~H28.12.31) 288件

## ②相談のあった事業者等への情報提供

# チェックリストを活用してみたのコメント等

担当者(行政)の声

相談にかかる時間  
が短縮できそう

担当者不在の際に  
事業者へ配布すればサービス向上に  
つながるかも

義務表示だけでなく、  
強調表示などを  
カバーできていると  
良いなあ



早速使ってみます

こんながあると  
便利ですね

義務表示事項がま  
とまっていて分かり  
やすいですね



事業者側(相談者)の声

# チェックリスト運用の効果と課題

## ☆☆ 効果 ☆☆

- ①相談にかかる時間短縮による業務の効率化
- ②担当者不在時の事業者への対応の向上

## ★★ 課題 ★★

- ①チェックリストの対応範囲の狭さ(義務表示のみ)
- ②チェックリストの周知が不十分

# 今後に向けて①

## ①チェックリストの周知

☆他保健所での活用依頼

(周知方法や活用方法などの意見をもらう)

☆食品表示の衛生事項担当部署(本所・支所食品衛生担当者)へチェックリストの設置と事業者への周知依頼

☆事業者向けの講習会等でのチェックリストの活用呼びかけ

# 今後に向けて②

## ②チェックリストの充実

☆「基本編」を同様の業務を実施する他保健所でも活用してもらい、チェックリスト活用や改善点の意見交換を行う。

☆より多くの相談ニーズをカバーできるよう「応用編」の作成を検討。

※可能なら、各保健所担当者が協力して作成・検討し、若手職員のOJTの場面として活用したい。

# おわりに

栄養成分表示の義務表示完全施行まであと3年

適正な栄養成分表示を行う食品関連事業者を増やし、

県民の皆さんが「栄養成分表示」を健康づくりに有効活用

できる環境づくりを進めていきたい。

食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト（基本編）

項目	補足	根拠												
<input type="checkbox"/> 容器包装を開かないでも容易に見ることができる箇所に記載されているか	容器包装の上に更に小売のための包装（外装）を行う場合は、中の表示が透視できる場合を除き、外装に必要な表示を行わなければなりません。	食品表示基準第 8 条第 2 項 食品表示基準について p30 5(2)												
<input type="checkbox"/> 右記の表示例に従って、分かりやすく一括して表示されているか	表示例 1 <table border="1" data-bbox="662 593 1098 884"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示（〇g 当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>〇kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>〇g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>〇g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>〇g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>〇.〇g</td> </tr> </tbody> </table> <p>※枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができます。(表示例 2 参照)</p> 表示例 2 栄養成分表示（〇g 当たり）／熱量（〇kcal）、たんぱく質（〇g）、脂質（〇g）、炭水化物（〇g）、食塩相当量（〇.〇g）	栄養成分表示（〇g 当たり）		熱量	〇kcal	たんぱく質	〇g	脂質	〇g	炭水化物	〇g	食塩相当量	〇.〇g	食品表示基準第 8 条第 3 項(別記様式 2)
栄養成分表示（〇g 当たり）														
熱量	〇kcal													
たんぱく質	〇g													
脂質	〇g													
炭水化物	〇g													
食塩相当量	〇.〇g													
<input type="checkbox"/> タイトルが「栄養成分表示」となっているか	「栄養成分」「栄養表示」「栄養成分値」などの記載は認められません。	食品表示基準第 3 条第 1 項 食品表示基準 Q&A 加工-259												
<input type="checkbox"/> 表示する項目及び順番は適切か	<p><b>【基本 5 項目のみ表示する場合】</b></p> <p>①熱量 ②たんぱく質 ③脂質 ④炭水化物 ⑤食塩相当量 の順で表示をすること。            ※栄養成分名は以下の表記でも可能です。            熱量→「エネルギー」            たんぱく質→「蛋白質」「たん白質」「タンパク質」「たんぱく」「タンパク」</p>	食品表示基準第 3 条第 1 項、8 条 3 項(別記様式 2) 食品表示基準について 5(4)① p30												

<p>□ 文字の大きさ(ポイント数)は適切か</p>	<p>8ポイント以上の活字で表示をする必要があります。</p> <p>※容器包装の表示可能面積がおおむね 150 cm<sup>2</sup>以下のもの及び印刷瓶の蓋(蓋の面積が 30 cm<sup>2</sup>以下のものに限る)に表示すべき事項を表示するものは、5.5ポイント以上とすることができます。</p>	<p>食品表示基準第 8 条 第 9 項</p>
<p>□ 食品の単位は適切か</p>	<p>100g(100ml)又は 1 食分、1 包装その他の 1 単位当たりの量(1 食分で表示する場合には 1 食分の量(g 等)を併記)を表示する必要があります。</p>	<p>食品表示基準第 3 条 第 1 項 食品表示基準について 1(5)② p8</p>
<p>□ 各栄養成分の表示単位は適切か</p>	<p><b>【表示単位】</b> 熱量→kcal その他 4 項目→g ※表示単位は以下の記載も可能です。 kcal →キロカロリー g →グラム</p>	<p>食品表示基準第 3 条 第 1 項(別表第 9)、8 条 3 項(別記様式 2) 食品表示基準について 5(4)② p30</p>
<p>□ 最小表示単位は適切か</p>	<p><b>【最小表示単位】</b> 熱量→整数 たんぱく質，脂質，炭水化物→整数<sup>※1</sup> 食塩相当量→小数第 1 位<sup>※2</sup> ※位を下げることを妨げるものではありません。位を下げる場合は，その下の位を四捨五入して表示してください。 ※1 1 の位に満たない場合であって，0 と表示することができる量(0.5g)以上であるときは有効数字 1 桁以上とする必要があります。 ※2 小数第 1 位に満たない場合であって，<u>ナトリウムの量</u>が 0 と表示することができる量(5mg)以上であるときは，有効数字 1 桁以上とする必要があります。</p>	<p>食品表示基準について 5(4)⑤ p30</p>



<p>□ 栄養成分の値の求め方は適切か</p>	<p>①分析値：定められた方法での算出が必要です。(食品表示基準第3条第1項(別表第9)参照)</p> <p>②分析値以外(計算値・参照値など):分析値とは異なる値の可能性である旨の記載が必要です。</p> <p>例 「推定値」「この表示値は、目安です」</p> <p>※詳細は、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン(消費者庁食品表示企画課 発行)」を参照してください。</p>	<p>食品表示基準第3条第1項</p> <p>食品表示基準について1(5)③ p8</p>
<p>□ 栄養成分表示の根拠となる資料を保管しているか。</p>	<p>栄養成分表示の根拠となる資料(分析結果等)を、その分析結果を基に表示が行われる全期間(その商品の販売が終了するまで)にわたって保管する必要があります。</p>	<p>食品表示基準第3条第1項</p> <p>食品表示基準について1(5)⑥ p9</p>
<p>□ 栄養成分に関して、以下の表現をしていないか。</p> <p>①「高」「豊富」などの<b>高い旨</b></p> <p>②「含有」「入り」などの<b>含まれる旨</b></p> <p>③「低」「ライト」などの<b>低い旨</b></p> <p>④「無」「ゼロ」などの<b>含まない旨</b></p> <p>⑤他の類似食品と比べて「〇%高い」などの<b>強化された旨</b></p> <p>⑥他の類似食品と比べて「〇%減」などの<b>低減された旨</b></p>	<p>別途基準が設けられています。食品表示基準第7条を御覧ください。</p>	